

別表第1（第6条関係）助成対象経費区分

費目	内容（税込）
1 人件費	当該事業に係る団体構成員の人件費
2 賃金	事業実施のために雇ったスタッフ・アルバイト・アドバイザーの賃金
3 謝礼金	講師・司会・出演者等に対する謝礼金
4 旅費	講師等の招聘に係る旅費、助成団体の必要最小限の人数で実施する視察研修等の旅費（バス賃、船賃、航空賃、宿泊料等）
5 消耗品費	事務用品及びイベント時に使用する消耗品等に係る経費
6 印刷製本費	チラシ・ポスター類、会議用資料・報告書等の印刷に係る経費
7 食糧費及び食材費	講演会・研修会・イベント等当日の講師等に係る経費、活動で使用する食材費等に係る経費、必要最小限の食材費
8 光熱水費及び燃料費	イベント時の電気使用料（発電機等）、水道使用料、ガス使用料等に係る経費
9 通信運搬費	切手・はがき代、宅配便等に係る経費
10 手数料	送金料、クリーニング代等に係る経費
11 保険料	損害保険、イベント保険等に係る経費
12 広告宣伝料	テレビ、ラジオ、新聞、案内看板、のぼり、周知を主たる目的としたホームページ制作等に係る必要最低限の経費

13 委託料	専門知識・技術等を要する業務を外部に委託する経費（ホームページ構築・マップ制作、撮影・編集等の記録業務、調査作業、イベント等の会場設営作業、警備業務等）
14 使用料及び賃借料	講演会・研修・イベント会場、車両、駐車場、著作権、機材、装飾品等の使用及び貸借に係る経費（団体や団体構成員が自ら所有する機器などの賃借料は除く）
15 備品購入費	対象事業の実施に使用する備品の購入費（原則、賃貸借により調達すること）
16 その他経費	上記以外、助成事業を効率的かつ効果的に執行するために必要な経費で市長が認めるもの
<p><b>【備考】</b></p> <p>次に掲げるものに該当する場合は対象経費から除く。</p> <p>(1) 市民活動団体の経常的な事務所等を維持するための経費（家賃・光熱水費等）</p> <p>(2) 交際費（贈呈経費、懇親会費等）に該当する経費</p> <p>(3) 領収書等により助成団体が支払ったことが明確に確認できない経費</p> <p>(4) 事業の実施期間外に支払った経費</p> <p>(5) 事業実施に直接関わらない経費や社会通念上適切でない経費</p>	

別表第2（第6条関係）経費支払上限額

（1）人件費又は賃金支払上限額

区分	金額（時給）
・事業実施に係る団体構成員の人件費 ・事業実施のために雇ったスタッフ・アルバイト・アドバイザー （1人あたり／1日8時間を上限）	1,000円以内
<b>【備考】</b> ・上記により難しい場合は、事前に宜野湾市と調整することとし、執行にあたっては、宜野湾市の承認を得ること。 ・人件費・賃金には交通費その他業務の従事に係る一切の経費を含む。	

（2）講師謝礼金支払上限額

区分	金額（時給）
医師、弁護士、臨床心理士、著名人	7,000円
大学教授	7,000円
大学准教授	6,000円
その他大学教員	5,000円
小中高校管理職	5,000円
小中高校教員	4,000円
官公署管理職	5,000円
官公署職員	4,000円
その他講師謝礼金	4,000円
<b>【備考】</b> ・上記により難しい場合は、事前に宜野湾市と調整することとし、執行にあたっては、宜野湾市の承認を得ること。 ・講師謝礼については、1日4時間を限度とする。	

（3）司会又は出演者謝礼金支払上限額

区分	金額（1日）
各種行事アナウンサー	10,000円
行事出演謝礼金	3,000円
<b>【備考】</b> ・上記により難しい場合は、事前に宜野湾市と調整することとし、執行にあたっては、宜野湾市の承認を得ること。 ・謝礼には交通費その他滞在に係る一切の経費を含む。 ・行事出演謝礼金は、1団体30,000円を限度とする。	